東彼杵町告示第100号

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱をここに公布する。

令和5年10月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺による被害及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を 防止するため、特殊詐欺対策電話機等を設置した者に対し、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規 則第22号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交 付するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 特殊詐欺 電話を用いることにより、対面することなく欺き、不特定の者から、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金、キャッシュカード等を詐取する行為をいう。
 - (2) 特殊詐欺対策電話機等 固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって、次に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 電話の着信時(呼び出し音が鳴る前)に、通話の内容を録音する旨の警告メッセージを流し た後、自動的に録音する機能を有するもの。
 - イ 特殊詐欺及び悪質商法等悪質電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告 表示する機能を有するもの。

(補助対象者)

- 第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 本町の住民基本台帳に記載されており、かつ居住していること。
 - (2) 満65歳以上の者のみで構成されている世帯の者又は日中において、満65歳以上の高齢者のみとなることが常態である世帯の者。
 - (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に町税の滞納がないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、町長が本補助金を交付することに特別な事情があると認めた場合は、補助対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、第2条第1項第2号に規定する機器(以下「補助対象機器」という。)の購入経費とする。

(補助金額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じた額以内(固定電話機の場合は1台 10,000円を上限、外付け録音機の場合は1台5,000円を上限)とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、着手前に補助金申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象機器設置の見積書の写し
 - (2) 設置しようとする補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し
 - (3) 個人情報の調査及び利用に関する同意書

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受け、その内容を審査後に適当と認めたときは、特殊詐欺対策 電話機等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)で通知する。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は交付決定を受けた日から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、成果を記載した特殊詐欺対策電話機等設置補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1)領収書の写し
 - (2)補助対象機器設置後の写真

(補助金の額の確定)

第9条 町長は前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類審査及び必要に応じて実地検査を行い、補助金の額を確定し、特殊詐欺対策電話機等設置補助金額確定通知書(様式第4号)で通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、町長に特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は前条の規定により適法な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 町長は補助事業者が不正な方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、 補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返 還させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は当該補助金で設置した電話機又は機器を町長の承認を受けないで設置の目的に 反して使用し、又は譲渡及び貸付けを行ってはならない。

(設置後の維持管理)

第14条 電話機又は機器設置後の維持管理費は、設置した者の負担とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者 住 所 氏 名 連絡先

特殊詐欺対策電話機等の設置について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、東彼杵 町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

 1. 対象経費
 円(消費税込)

 2. 補助金申請額
 円

 (※事業費×50% 千円未満切捨で 固定電話機 上限 10,000 円 固定電話機に接続して用いる機器 上限 5,000 円)

 3. 申請機器種別
 固定電話機・固定電話機に接続して用いる機器

 4. 添付書類
 ① 補助対象機器設置の見積書の写し ② 補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し ③ 個人情報閲覧に関する同意書

第 号年 月 日

様

東彼杵町長

印

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金を下記のとおり決定したので、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

- 2 交付決定の内容
- 3 交付の条件
 - (1) 東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 補助金交付決定通知書を受領後、速やかに設置を完了すること。
 - (3) 補助事業の内容を変更又は中止するときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - (4) 補助金額は、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第9 条の規定により、適正と認めたときに確定する。

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金実績報告書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者 住 所 氏 名 連絡先

年 月 日付、特殊詐欺対策電話機等補助金交付決定通知 第 号に係る 事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1. 設置機器名称
- 2. 設置事業費 円
- 3. 完了年月日 年 月 日
- 4. 添付書類 ①領収書の写し
 - ②補助対象機器設置後の写真

 第
 号

 年
 月

 日

様

東彼杵町長即

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった特殊詐欺対策電話機等設置補助金について、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第9条の規定により、補助金額を下記のとおり確定したので通知します。

記

円

1 補助金確定金額

2 備 考

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付請求書

年 月 日

東彼杵町長様

申請者 住 所氏 名連絡先

特殊詐欺対策電話機等設置補助金の交付を受けたいので、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

補助金交付請求額

振込先金融機関		農協銀行		支店 支店	
貯金 種別	普通・当座	口座番号		フリガナ	